飯豊町
地域脱炭素移行・再生可能エネルギー
推進事業

公共施設太陽光発電設備 PPA 導入事業
公募型プロポーザル
仕　様　書

令和８年１１月

山形県飯豊町

目　次

第１章　総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
1.1　本書の位置付け
1.2　基本方針
1.3　関連法令等の遵守
1.4　疑義の解釈
第２章　事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
2.1　事業の名称・概要
2.2　対象施設・設置箇所・周辺条件
2.3　設備の規模・基本性能
2.4　事業期間及び公共施設の使用
2.5　業務範囲
第３章　PPA 契約・電力供給の基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
3.1　電力供給及び余剰電力の取扱い
3.2　契約単価（PPA 単価）の考え方
3.3　小売電気事業者の選定と責任分担
3.4　発電困難時の対応
3.5　補助金の活用と反映
3.6　環境価値の帰属
第４章　設備導入前の調査・手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
4.1　現地調査・周辺環境への配慮
4.2　構造調査・防水機能への配慮
4.3　各種関係手続と許認可
第５章　設備の設計・施工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
5.1　性能規定及び創意工夫の発揮
5.2　施工管理・公害防止基準
5.3　セキュリティ対策（JC-STAR への対応）
5.4　屋根の補修及び塗装
第６章　運営・維持管理及びリスク分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
6.1　維持管理・事故発生時の対応と責任
6.2　町による公共施設の維持管理との調整
6.3　PPA 期間終了時等の設備の取扱い
6.4　撤去等費用の保全
6.5　責任分担の基本事項
第７章　関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
別紙１　予想されるリスクと責任分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
別紙２　対象施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

第１章　総則

1.1　本書の位置付け

この「公共施設太陽光発電設備 PPA 導入事業　公募型プロポーザル仕様書」（以下「仕様書」という。）は、飯豊町（以下「町」という。）が公共施設太陽光発電設備 PPA 導入事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者の選定に当たり、町が要求する水準を示し、提案に具体的な指針を与えるものである。

町は、仕様書の内容を事業者選定の評価及び事業実施状況の評価基準として用いる。事業者は、仕様書に示される水準を満たす限りにおいて自由に提案を行うことができるが、町が示す諸条件を遵守すること。

仕様書は、募集要綱、様式集並びに別紙１及び別紙２とともに「募集要綱等」を構成する。募集要綱等を構成する文書の記載に相互に齟齬があるときの取扱いは、募集要綱の定めるところによる。

1.2　基本方針

町は、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」事業の採択を受けており、早期に事業目標を達成し、全国へ展開できる先進事業モデルの実現を目指す。事業者は、太陽光発電設備及び附帯設備（以下「設備」という。）の設計及び設置、その後の施設への電力供給、運営及び維持管理に当たり、次の基本方針を遵守すること。

(1)　専門的知見を生かし、安定的かつ安全に継続して発電できる設備を設計及び設置し、その後の効率的な運営及び適切な維持管理を行うこと。

(2)　太陽光パネルの反射光による周辺住民の生活への影響及び町の歴史的景観であり観光資源である「田園散居集落」を展望できるゆり園と天養寺観音堂展望台からの展望を十分に考慮すること。

(3)　地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付要件（二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）実施要領別紙第１に定めるもの。以下「交付要件」という。）に適合するよう事業を実施すること。交付要件を満たさない提案は、採用することができない。

1.3　関連法令等の遵守

事業者は、事業の実施に当たり、環境基本法、建築基準法、電気事業法、労働安全衛生法、グリーン購入法、飯豊町自然環境と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例その他関連する全ての法令及び条例を遵守すること。廃棄等費用積立ガイドライン（資源エネルギー庁）等、最新の指針にも適合させること。関係法令は第７章に掲げる。

1.4　疑義の解釈

仕様書に記載された事項は基本的内容を定めるものであり、これを上回る設計及び設置を妨げない。明記されていない事項であっても、機能の発揮に当然必要なものは事業者の責任において完備すること。疑義が生じた場合は町と協議し、その決定に従うこと。

第２章　事業概要

2.1　事業の名称・概要

本事業の名称は、「飯豊町地域脱炭素移行・再生可能エネルギー推進事業（公共施設太陽光発電設備 PPA 導入事業）」とする。

本事業は、町が所有する公共施設が使用する電気の一部を再生可能エネルギーに置き換えるため、別紙２に掲げる公共施設の屋根等に PPA※１方式によって設備を導入し、その設計、設置、運営及び維持管理を行うものである。事業者は、その技術、知見及びノウハウを最大限発揮すること。

※１　PPA とは、エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再生可能エネルギー発電設備で発電した電気を、需要家が消費する契約形態をいう。事業者が自らの費用と責任において設備を設置し、これを所有し、及び維持管理を行い、発電した電気を当該設備を設置した公共施設に供給する。町は、事業者との間で電力受給契約を締結し、供給を受けた電力量に契約単価を乗じた額を事業者に支払う。環境価値の帰属は、3.6 に定めるところによる。

2.2　対象施設・設置箇所・周辺条件

本事業の対象施設は、別紙２のとおりとする。

事業者は、別紙２に掲げる施設について現地調査及び設備容量の検討を行い、設置が可能と認められる施設に設備を導入すること。別紙２に掲げる全ての施設に設備を設置することを求めるものではないが、2.3 に定める総発電能力を満たすものでなければならない。

屋根の構造安全性の詳細な検証、構造計算及び建築基準法に基づく手続は、4.2 に定めるところにより、選定候補者の決定後に、選定候補者が行うものとする。企画提案の段階においては、現地調査及び町が提供する資料に基づく概略の検討によるものとする。

設備の設置箇所は、公共施設の屋根若しくは屋上、壁又は公共施設が存する敷地とする。

- 事業予定地：山形県西置賜郡飯豊町内の町が所有する公共施設及びその敷地（別紙２に掲げる３施設）
- 土地利用計画等：農業振興地域（建蔽率・容積率：指定なし）
- 気象条件：設計基本気温（最高 37℃／最低−6℃）及び積雪等を考慮すること。
- 防災上の条件：対象施設のうち洪水又は土砂災害の想定区域に位置するものについては、パワーコンディショナ等の電気設備を浸水想定高さ以上に設置する等の対策を講じること。該当区分は別紙２に示す。

(1)　壁面設置及び地上設置に係る要求水準

壁面設置及び地上設置を行う場合は、屋根置きに加えて次の事項を満たすこと。

ア　積雪荷重及び落雪に対する安全を確保し、雪止めその他の措置を講ずること。

イ　施設の出入口、通路及び避難経路からの離隔距離並びに除雪の動線を確保すること。

ウ　地上設置の場合において出力 20kW 以上であるときは、交付要件により、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。

エ　地上設置の場合は、雑草の繁茂による発電量の低下及び火災を防止するため、防草の措置を講ずること。

2.3　設備の規模・基本性能

総発電能力は、別紙２に掲げる３施設の合計で 40kW 以上とする。ただし、上限となる設備容量は設けない。事業者は、3.1 に定める自家消費率の要件及び募集要綱に定める補助金交付限度額を踏まえ、施設ごとに適切な設備容量を提案すること。設置の効率性を考慮し、特定の施設に集約して設置する提案を妨げない。

基本性能は、事業期間を通じて安定的に発電能力が確保されるものとし、次の事項を満たすこと。

・太陽光発電設備の据付けは、JIS C 8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。

・太陽電池モジュールは、JET 認証を取得したものであること、又は JET 認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

・設備の固定は、一般財団法人日本建築センターが発行する建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づき行うこと。

・設置場所の積載荷重が 10kg/㎡以下相当でないこと（交付要件）。

・蓄電池の設置は求めない。ただし、事業者の提案により設置することを妨げない。

・避難所に指定されている施設については、停電時の自立運転機能を有するパワーコンディショナ及び非常用コンセント盤を設けること。その他の施設については任意とする。

2.4　事業期間及び公共施設の使用

・設備設置期間：交付決定の日を始期とし、令和 10 年３月 31 日までの期間とする。本事業は令和８年度の交付金により実施するものであり、設備の設置が令和９年度にわたる場合は、繰越しの手続によるものとする。

・公共施設使用期間（PPA 期間）：運転開始日の翌月から最長で 20 年間とする。

設備を設置するための屋根、壁又は土地の使用は、地方自治法第238条の４第７項の規定による行政財産の目的外使用の許可による。使用料は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年条例第13号）第８条及び別表の定めるところにより算定する。ただし、発電する電気の全てを設備を設置した公共施設又は町内の他の公共施設に供給する場合は、同条第３項の規定により使用料を免除する。発電した電気の一部を公共施設外に供給する場合は、当該供給に係る部分を有料とし、年度末に精算する。

事業者に提供する面積は、設備の水平投影面積として算定されたものとする。太陽光発電設備について間隔をあけて設置する場合は、その隙間の面積を含むものとする。

2.5　業務範囲

事業者は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付要件等に適合するよう、次の業務を一貫して行うこと。

- 設計業務：基本設計、実施設計、構造計算、建築確認申請その他の各種申請（4.2及び4.3によること。）
- 設置業務：土木・建築、機械設備、電気・計装設備の設置工事（対象施設で電気が使用できるまでの工事一式を含む。）
- 試運転業務：性能試験等の実施
- 運営・維持管理業務：遠隔監視、定期点検、故障対応、保険加入、積雪時の屋根の雪下ろし対応、発電量及び使用電力量の報告
- 撤去業務：公共施設使用期間の終了時又は契約の解除時における設備の撤去及び原状回復並びに撤去に要する費用の積立て
- その他：交付金の交付申請及び実績報告等の作成並びに町の手続への協力、完成図書等の提出

第３章　PPA契約・電力供給の基本事項

3.1　電力供給及び余剰電力の取扱い

自家消費率は、次によること。

本事業により導入する設備で発電した電気をまず当該設備を設置した施設の需要に充てること、施設外への供給は、当該施設の需要を超えて発電した電力に限る。その際、電力量の30%以上を、当該設備を設置した公共施設において消費すること。ただし、当該施設が消費する電力量を含めて50%以上を飯豊町の公共施設で消費することとし、これらの施設が消費しない電力については、次に掲げるところによること。

ア　系統を用いて供給する場合の供給先は、飯豊町内に限定すること。

イ　発電量や需要量の変動によりやむを得ず余剰電力が生じ、飯豊町内で消費できずに域外に売電する場合は、売電により得られた収入は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新又は飯豊町内の脱炭素先行地域の実現のための費用に充てること。

・余剰電力：施設で使用しきれない電気は、小売電気事業者を通じて他の公共施設等へ供給し、町内で消費すること。
・報告義務：太陽光発電設備による発電量、施設内及び町内での電気使用並びに太陽光発電設備が発電した電気の使用量を証する資料を、毎年度町に提出すること。
・事業者は、設備導入による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を町に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行うこと。事業者は検証結果を毎年度町に報告し、町はそれを確認する。

3.2　契約単価（PPA 単価）の考え方

この仕様書において、公共施設に供給する電気の１キロワットアワー当たりの単価を「電力供給単価」という。このうち、応募者が企画提案書に記載したものを「提案単価」といい、契約において定めたものを「契約単価」という（募集要綱第５の１の②）。提案単価は、そのまま契約単価として契約期間中継続して適用する。

公共施設に供給する電気の単価は、当該施設が従前契約していた電気料金プランの単価（以下「基準単価」という。）より安価に設定し、PPA 期間中継続して適用すること。ただし、必要に応じて単価の見直しは協議に応じる。

「従前契約していた電気料金プランの単価」とは、当該施設が電気事業者に支払う従量料金の単価（託送料金（従量料金に係るものに限る。）に係る単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る単価を含む。）をいう。提案単価には、これらの単価を含めないものとする。PPA により施設内で自家消費する電力量には託送料金及び同賦課金が課されないことから、提案単価と基準単価との差は、町の電気料金の負担の軽減額に相当する。施設ごとの基準単価は、別紙２の基準単価の欄に示すとおりである。

契約単価は、次の各号によるものとする。

(1)　契約単価は、対象施設ごとの単価とし、電力使用量に対する電力量料金単価（消費税及び地方消費税を含む。）のみとする。月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。

(2)　各施設の契約単価は、当該施設の基準単価を下回るものでなければならない。価格に関する評価においては、各施設の提案単価を当該施設に係る年間の想定自家消費電力量により加重平均して得た額を用いる。

(3)　基本料金単価の設定は行わないものとする。

(4)　契約単価には、設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課（設備に係る償却資産の固定資産税を含む。）等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。5.4 に定める屋根の補修及び塗装に要する費用のうち、事業者の負担とすることを提案するものについても、同様とする。

(5)　契約単価は、原則として契約期間中同額とし、積算根拠とともに示すものとする。

(6)　事業者に交付される補助金の額に相当する額は、契約単価から控除されているものでなければならない（交付要件ｇ）。ただし、本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の９／10とすることができる。

(7)　電力使用量は、計量法の検定を受けた電力量計により計測する。電力量計の設置及び検定に要する費用は、事業者の負担とする。

事業者は、PPA 期間中に法令改正や物価変動等により当初の契約単価が不適当となったと認めたときは、町、施設管理者及び運営者に対して通知をもって契約単価の変更を申し出ることができるものとする。当該申し出を受けた町、施設管理者及び運営者は、協議に応じる。

3.3　小売電気事業者の選定と責任分担

事業者は、施設で使用しきれない電気を系統を用いて施設外に供給する場合、町内で電気を消費させることができ、かつ、それを証明できる小売電気事業者を選定すること。また、事業者と小売電気事業者との間の責任分担を調整し、その体制を町に報告すること。この場合において、供給先は 3.1 に定める範囲に限られることに留意すること。

3.4　発電困難時の対応

事業者は、夜間、天候不良、降雪期、設備の不具合等により設備からの電力供給が停止した場合でも、施設が必要とする電力量を滞りなく供給できるよう、あらかじめ小売電気事業者と協議し、体制を構築しておくこと。

3.5　補助金の活用と反映

本設備は、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の対象設備である。事業者は、町の行う交付金申請手続等に協力するとともに、同交付金の要綱等に適合するよう事業を推進すること。

本事業においては、飯豊町地域脱炭素移行・再エネ推進事業費補助金交付要綱に基づき事業者に対して補助金が交付され、その額に相当する額が契約単価から控除される。事業者は、交付申請、実績報告その他の手続を同交付要綱の定めるところにより行うこと。

補助金の交付限度額は、募集要綱に定めるとおりとする。交付の対象とならない経費は、事業者の負担とする。

事業者は、次の各号を遵守すること（交付要件）。

(1)　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又は FIP 制度の認定を取得しないこと。

(2)　電気事業法第２条第１項第５号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。

(3)　10kW 以上の太陽光発電設備について、解体・撤去等に係る廃棄等費用について「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に必要な経費を算定

し、積立て等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立て等を行うこと。

(4) 20kW 以上の太陽光発電設備について、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。

(5) 一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

(6) 公共施設使用期間（PPA 期間）が満了するまでの間、本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。

3.6 環境価値の帰属

本事業によって得られる環境価値のうち、公共施設に供給を行った電力量に紐付く環境価値は、町に帰属させるものとする。

第４章 設備導入前の調査・手続

4.1 現地調査・周辺環境への配慮

・対象施設の状況を把握するため、資料収集、現地測定及び既設設備の確認を実施すること。

・景観・反射光調査：日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響を調査し、「周辺影響調査報告書」を作成すること。特に反射光は、田園散居集落展望台からの眺望等を踏まえたシミュレーション等により影響を確認し、必要な対策を講じること。

・既設設備の確認：既に太陽光発電設備又は蓄電池が設置されている施設については、既設設備との取合い（連系点、パワーコンディショナ、屋根の空き面積等）及び既設設備の更新時期との整合を確認すること。

4.2 構造調査・防水機能への配慮

長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重等に対する施設の耐久性及び設備の設置による屋根の防水機能への影響を検証し、報告書として提出すること。構造調査においては、次の事項を確認し、その結果を書面により報告すること。

ア 積載荷重の照合：提案するパネル、架台等の総重量が、町が提供する建設当時の建築確認書類により確認される許容荷重を超過していないことの確認

イ 現地の劣化診断：屋根スラブ（コンクリート）や防水層において、アンカー固定等の施工に支障となる著しい劣化（ひび割れ、爆裂、浮き等）がないかの目視又は打診等による確認

トップライト（採光窓）部分を避け、構造上の安全性及び維持管理性を考慮した位置に設置すること。

構造計算及び建築基準法に基づく手続（建築確認を要する場合を含む。）は、選定候補者の決定後に、選定候補者が行うものとする。これにより提案した設備容量及び設置箇所は、検証の結果に応じ、町と協議のうえ変更することができる。

町は、対象施設の構造計算書を保有していないことから、構造の検証に必要な資料は、町が保有する設計図書の範囲において提供する。事業者は、必要に応じ、自らの責任と費用において現地調査及び構造の検証を行うこと。

4.3　各種関係手続と許認可

・施工計画の承認：調査結果を踏まえた施工計画書を作成し、町の承諾を得ること。
・行政手続：建築基準法等に適合している確認書類を提出するとともに、地方自治法第238条の４第７項の規定による行政財産の目的外使用の許可を町に申請すること（使用面積は水平投影面積とする。）。許可を受けた行政財産については、許可条件を遵守すること。
・系統接続手続：東北電力ネットワーク株式会社への接続検討申込み及び接続申込みを、事業者の責任と費用において行うこと。接続工事には数か月を要する場合があるため、設備設置スケジュールに先行して早期に手続を開始すること。
・各種届出：関係法令に基づく届出手続を一覧表にまとめ、事業者の責任と負担で確実に行うこと。

第５章　設備の設計・施工

5.1　性能規定及び創意工夫の発揮

仕様書は町が要求する機能及び性能を規定するものであり、具体的仕様は事業者が提案すること。事業者は、仕様書に示された内容を効率的かつ合理的に満足するよう、創意工夫を発揮して提案を行うこと。なお、事業の目的や仕様と矛盾しない限りにおいて、仕様書に示されていない部分について、設備の安全性、効率性、耐久性、保守性、信頼性等を向上させるような提案があれば、これを事業者選定の審査において評価する。

また、仕様書において町が具体的仕様等を定めている部分についても、その仕様と同等あるいはそれ以上の性能を満たし、かつ、事業の目的や当該項目以外の仕様と矛盾しないことを事業者が明確に示した場合に限り、町は代替的な仕様の提案も認める。

5.2　施工管理・公害防止基準

・工事の仕様：工事に当たっては、原則として公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に準拠して施工すること。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途町と協議により決定する。
・施工管理体制：現場に常駐（原則として工事期間中）し、安定した遂行を行うための担当責任者（有資格者）を専任で配置すること。事前に名簿を提出し、承諾を得ること。

・公害防止：山形県生活環境の保全等に関する条例に基づき、工事中及び運用中の騒音や振動に対し適切な対策を講じること。
・停電を伴う作業：設備の設置に際しては、施設に停電が発生しない方法を優先すること。停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等）を作成し、町と事前協議のうえ施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うこと。
・施設の利用制約：各施設における停電作業可能日時及び立入りに係る制約については、別紙２に定める制約条件を遵守すること。事業者は、当該制約条件を踏まえたうえで、無理のない施工計画及び工程表を策定し、提案すること。
・立入り及び表示：事業期間中、町の職員等が行う施設の管理及び点検等のための立入りに支障が生じないようにすること。設備には、施設の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものであることが分かる表示を行うこと。
・完成図書：工事完成時には、現場で町の確認を受けること。さらに、完成図書（機器仕様図、取扱説明書、完成図面及び各種許認可書の写し等）を１部作成し、町に引き渡すこと。完成図面はPDF形式でデータを提出すること。

5.3　セキュリティ対策（JC-STARへの対応）

設備の運営及び維持管理において通信機能を有する制御システムを採用し、その制御システムにＩＰ通信を用いる場合は、セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）「★１」以上の等級を取得した機器を用いること。なお、将来の制度改正によりJC-STARが法令上の要件として位置付けられた場合には、当該基準に従うものとする。

5.4　屋根の補修及び塗装

PPA期間が20年間に及ぶことを踏まえ、事業者は、設備の設置に先立ち、対象施設の屋根について必要な補修、塗装その他の措置を行うものとする。その対象とする施設の範囲、工事の範囲、工法、実施時期及び費用の分担については、町と事業者の協議により定める。

なお、少なくとも太陽光パネル設置直下の屋根面に関する補修、塗装その他の費用は事業者の負担とし提案単価に含めること。

事業者は、企画提案書において、対象施設ごとに補修等の要否、範囲、工法及び費用分担の考え方を示すこと。費用のうち事業者の負担とすることを提案するものは、3.2の(4)により契約単価に含めるものとする。

第６章　運営・維持管理及びリスク分担

6.1　維持管理・事故発生時の対応と責任

・保守点検：事業者は、町及び当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出すること。設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気主任技術者に連絡のうえ、事業者の責任と負担において修理を行うこと。なお、毎年１回以上点検を行い、積雪による故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うこと。
・雨漏り等の修復：設備の設置に起因して対象施設に雨漏りや損傷が生じた場合は、事業者の負担において速やかに修復すること。
・積雪時の屋根の雪下ろし対応：設備の設置に伴い、積雪による荷重が屋根の設計上の許容値を超えるおそれがある場合は、雪下ろしを行うこと。
・設備に起因する修繕及び賠償：事業者は、本事業における設備の設置工事、運営、維持管理及び撤去等に起因して、町の施設を毀損又は汚損等をした場合は、事業者の負担において原状に回復し、又はその修繕等に要する費用を賠償すること。また、毀損又は汚損等に起因して、公務の執行若しくは施設の利用に支障が生じた場合、又は第三者に損害を与えた場合においては、事業者は町が被った一切の損害（代替施設の確保に要する費用、第三者への賠償等を含む。）を賠償するものとする。
・不測の事態：町の責めに帰さない事由で公共施設が損壊し、設備が破損した場合、町は一切の責任を負わない。また、町が施設を修繕する場合、事業者は自己の負担で設備を修繕すること。修繕しない場合や発電量が減少する場合は、残存期間・発電量に応じて補助金を返還すること。
・保険：事業者は、本事業により町及び第三者に損害を与えないようにすること。損害が発生した場合に備え、第三者賠償責任保険に加入し、その保険証券の写しを町に提出すること。その他の保険への加入は任意とする。保険証券の写しの提出は、契約の締結時とする。
・災害時の点検：震度６強以上の大規模地震が発生した場合や、大型台風等の災害発生後等、設備への影響が懸念される場合は、原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止及び安全対策に万全を期すこと。
・待機電力：設備の運転に必要な電力（待機電力等）に係る費用は、事業者の負担とする。その処理方法は、施設管理者への実費弁償とする。
・秘密の保持：事業者は、本事業上知り得た内容、情報等を町の許可なく第三者に漏らしてはならない。

6.2　町による公共施設の維持管理との調整

町が施設の維持管理（屋根の葺替え、再塗装、修繕等）を行う際、設備に影響が生ずるおそれがある場合、町と事業者は、実施方法、施工時期及び費用負担について誠実に協議を行うものとする。

町は、対象施設の大規模改修、屋根防水工事その他施設の維持保全上不可欠な工事を実施するため必要があると認めたときは、事業者に対し、当該工事の開始予定日の６か月前までに書面をもって通知することにより、設備の運転の一時停止並びに設備の一部又は全部の一時撤去、運搬、保管及び再設置（以下「一時移設等」という。）を求めることができる。事業者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

一時移設等に要する直接の工事費用は、町がこれを負担する。ただし、撤去及び再設置の工法、工程並びに費用見積りについては、事前に町と事業者が協議のうえ、書面による合意を形成しなければならない。工事期間中における設備の運転停止に伴い生じた事業者の電力販売収入の減少その他の間接的な損害について、町はその責めを負わないものとする。

事業期間中に町が対象施設の移譲、売却等を行う場合は、同等の条件でPPA事業を継続することを条件として移譲等を行うほか、必要に応じて設備を移設する他の公共施設を提示し、町が移設費用の全部を負担する。移設後の契約条件については、町と事業者が協議のうえ定めるものとする。

6.3　PPA期間終了時等の設備の取扱い

・原則撤去：PPA期間の終了後、設備は事業者の負担と責任で撤去することを原則とする。撤去により防水層等を破損した場合には、事業者の負担で修復を行うこと。
・継続使用の特例：期間終了に向けた町と事業者の協議において、期間満了以後の維持管理者及び費用の負担、故障時対応並びに最終的な撤去費用の負担について両者が合意した場合は、その合意に基づく取扱いとする。
・撤去時の処理：撤去した設備については、「太陽光発電設備リサイクル等推進に向けたガイドライン」の内容に従って適切に処理すること。なお、撤去時点でより適当と思われるガイドライン等が国から公表されている場合には、その内容に従うこと。
・町の都合による中途解除：町は、公共施設等総合管理計画に基づく施設の再編、建替え、用途廃止、除却その他の行政上のやむを得ない事由が生じたときは、事業者に対し、当該事由の発生予定日の１年前までに書面による予告を行うことにより、契約の全部又は一部を将来に向かって解除することができる。この場合において、町及び事業者は、町が管理する他の公共施設への設備の全部又は一部の移設可能性について優先して協議するものとし、移設について合意に達した場合、移設に要する実費は町が負担する。協議が整わず設備の稼働を終了させる場合、事業者は設備を自らの責任において速やかに解体・撤去し、対象施設を原状に回復して町に明け渡すものとし、町は事業者に対し、減価償却残存簿価算定表に基づき算定される当該解除年度における設備の未償却残存簿価に相当する額を中途解約精算金として支払うものとする。
・事業者の責めによる解除：事業者の倒産、事業の廃止その他事業の継続が困難となる事由が生じた場合の契約の解除及び解除後の設備の措置については、契約の定めるところによる。この場合において、事業者は、町の指定する期日までに、自己の責任と

費用負担において設備を解体・撤去し、対象施設を原状に回復して町に明け渡さなければならない。

6.4　撤去等費用の保全

事業者は、契約の履行及び設備の撤去に要する費用を確保するため、次の措置を講じなければならない。

(1)　契約保証金又は履行保証保険　契約の締結に当たり、飯豊町財務規則（昭和 63 年規則第３号）第 122 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する額の契約保証金を納付すること。ただし、保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を契約の締結の日までに町に提出したときは、同規則第 123 条第１号の規定により契約保証金を免除する。

(2)　撤去等費用の積立て　3.5 の(3)に定める廃棄等費用の積立計画に基づき、設備の解体、撤去、運搬及び処分に要する費用を積み立てること。積立計画には、積立ての目標額、各年度の積立額、積立ての完了時期及び積立金の管理方法を記載するものとする。積立額は、契約単価に含めるものとする。

(3)　保険への加入　第三者賠償責任保険に加入すること。あわせて、設備の撤去に要する費用を担保する保証保険その他の保険への加入について検討し、その内容を提案すること。

(4)　報告　(1)から(3)までの措置の内容及び履行の状況を証する書類を、毎年度町に提出すること。

6.5　責任分担の基本事項

事業の実施に当たり予測されるリスクと責任分担については、別紙１及びこの章の定めるところによる。また、これに定めのないものは、町と事業者の協議により決定する。

事業者が責任を負うべき事項で、町が責任を負うべき合理的理由があるものや、現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行うものとする。

第７章　関係法令

本設備の設置、運営及び維持管理に関しては、関係法令、県及び町の条例並びに地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付要綱及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領等を遵守すること。主な関係法令、規格、基準及び条例等を次に示す。

(1)　交付金関係

・二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱
・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（別紙第１及び別表第１を含む。）
・飯豊町地域脱炭素移行・再エネ推進事業費補助金交付要綱

(2)　廃棄物処理関係

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
・廃棄等費用積立ガイドライン（資源エネルギー庁）
・太陽光発電設備リサイクル等推進に向けたガイドライン

(3)　公害防止関係

・環境基本法／水質汚濁防止法／大気汚染防止法／騒音規制法／振動規制法
・県及び町の公害防止条例及び規則
・山形県生活環境の保全等に関する条例
・飯豊町自然環境と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例

(4)　施設・機械・電気、土木、建築関係

・建築基準法及び建築基準法施行令／消防法／電気事業法
・日本産業規格（JIS）／日本電気規格調査会標準規格（JEC）／日本電機工業会標準規格（JEM）／日本電線工業会標準規格（JCS）
・公共建築工事標準仕様書［建築工事編］、［電気設備工事編］、［機械設備工事編］（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
・公共建築改修工事標準仕様書［建築工事編］、［電気設備工事編］、［機械設備工事編］（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
・建築工事、電気設備工事、機械設備工事施工監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
・建築工事標準詳細図、電気設備工事標準図、機械設備工事標準図（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
・鉄筋コンクリート構造計算基準（日本建築学会）
・建築設備耐震設計・施工指針（一般財団法人日本建築センター）

(5)　その他

・労働基準法／労働安全衛生法／建設業法／グリーン購入法／計量法
・発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令
・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法及び同法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）並びに「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）
・山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例（令和3年条例第66号）
・飯豊町財務規則（昭和63年規則第３号）
・財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年条例第13号）
・飯豊町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関するガイドライン（令和７年度策定）

別紙１　予想されるリスクと責任分担

本表に定めのないリスク及び本表において協議して決定するものとされたリスクの分担は、町と事業者の協議により決定する。

区分	リスクの種類	リスクの内容	町	事業者
共通	仕様書の誤り	仕様書の記載事項に重大な誤りがある場合	○	
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○
	第三者賠償	設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更	協議して決定	
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスクを保証する保険		○
	事業の中止・延期	町の指示によるもの（事業者に起因するものを除く。）	○	
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	交付金	交付決定がなされない場合又は交付額が減額された場合	協議して決定	
	契約不適合責任	設備に係る隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	協議して決定	
計画・設計段階	調整費用	旅費・印刷代等の負担		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
	物価変動	計画・設計段階における物価変動		○
	構造計算・建築確認	選定後に実施する構造計算及び建築確認の申請並びにこれに要する期間		○
	構造検証の結果	構造計算の結果、提案した設備容量又は設置箇所の変更を要する場合	協議して決定	
建設段階	用地の確保	資材置き場の確保に関する町及び施設管理者との調整	○	
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給（運転）開始の遅延		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む。）		○
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○
	積雪期の施工制約	積雪期の工事制約による工程の遅延	協議して決定	
	屋根の補修・塗装	設備の設置に先立つ屋根の補修及び塗装の要否並びにこれに要する費用	協議して決定	
	年度内の完了	補助金の繰越しを要する場合の手続及び工程	協議して決定	
	施設の利用制約	停電作業可能日時及び立入りに係る制約によ	協議して決	

区分	リスクの種類	リスクの内容	町	事業者
		る工程の制約	定	
支払関連	支払遅延・不能	電気使用料の支払いの遅延・不能によるもの	○	
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、町の責めによる事業内容の変更	○	
	維持管理費の上昇	維持管理費用の増大	協議して決定	
	施設損傷	設備に係る事故・火災による町の施設及び設備の損傷		○
		設備に起因する町の施設への障害		○
		町の施設に起因する事故・火災による施設及び設備の損傷	○	
	天候不良	天候不良・降雪による発電量の減少		○
	積雪・落雪	積雪又は落雪による設備の損傷		○
	一時移設等	町の都合による大規模改修等に伴う設備の一時停止及び一時移設等の直接工事費	○	
	一時移設等に伴う間接損害	上記に伴う事業者の電力販売収入の減少その他の間接的な損害		○
	施設の移譲・売却	事業期間中における対象施設の移譲・売却に伴う移設費用	○	
契約終了関連	町の都合による中途解除	建替え・用途廃止等による中途解除に伴う設備の未償却残存簿価	○	
	中途解除に伴う逸失利益	将来の得べかりし利益、第三者との契約解除に伴う違約金その他の損害		○
	期間満了時の撤去	PPA 期間終了時における設備の撤去及び原状回復		○
	事業者の責めによる解除後の撤去	事業者の倒産等による契約解除後の設備の撤去及び原状回復		○
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む。）		○
		仕様不適合による町の施設・設備への損害、施設運営・業務への障害		○

別紙２　対象施設一覧

（１）施設の基本情報

No.	施設名	所在地	施設用途	建築年	屋根形状
1	小白川地区農業集落排水処理施設	飯豊町大字小白川字一の宮 3873 番地	農業集落排水処理施設	2004 年	切妻屋根
2	添川地区農業集落排水処理施設	飯豊町大字添川字中洞二 6547 番地	農業集落排水処理施設	2013 年	切妻屋根
3	手ノ子地区農業集落排水処理施設	飯豊町大字手ノ子字荻ノ袋 3187 番地 1	農業集落排水処理施設	2017 年	切妻屋根

（２）電力・容量・防災条件

No.	施設名	受電契約種別	年間電力使用量（kWh）	基準単価（円/kWh）	設置可能容量（kW）	避難所指定	防災ハザード
1	小白川地区農業集落排水処理施設	低圧（季節別時間帯別）	47,203	19.69	35.52	－	河岸浸食
2	添川地区農業集落排水処理施設	低圧（季節別時間帯別）	78,204	19.70	24.42	－	河岸浸食
3	手ノ子地区農業集落排水処理施設	低圧（季節別時間帯別）	49,296	19.71	28.86	－	－
	合　計（３施設）		174,703		88.80		